

## A-b 倫理綱領

### 11. 取引先・関係先との健全で良好な関係

私たちは、内外の商取引において不当な利益を与えたり、得たりすることを厳に戒め、社会から誤解や不名誉な評価を受けることがないように、正しい判断と節度ある行動をとります。

### 12. 知的財産の保護

私たちは、当社の知的財産の創造と保護に全力を尽くします。また、第三者の知的財産を不当に侵害しないよう十分な注意を払います。知的財産とは、人の知的活動によって産み出された無形創作物や、永年の事業活動によって醸成された営業上の信用のような無形の財産のことです。法律が権利として定める特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の産業財産権、学術・芸術作品やコンピュータソフトウェアに認められる著作権等が含まれます。また、ノウハウのように、法律上不正利用が禁じられ、保護されるものもあります。権利として認められるもののみならず、ノウハウも含めた知的財産は、今日の経済社会においては、企業競争力の源泉として、世界で強力な保護が認められます。

## 第2 会社と社会の関係

### 13. 地球環境との共存

私たちは、私たち人類にとって、地球環境はかけがえのないものであり、私たちの事業活動に必要な資源やエネルギーはもちろんのこと、さまざまな点で地球から多大なる恩恵を受けていることを念頭に、

地球環境をより良き状態で次代に引き継ぐために、世界のあらゆる場所で、事業活動や提供する製品・サービスが地球全体の環境にできる限り負荷を与えないよう最大限の努力をします。

### 14. 情報の開示

私たちは、企業秘密や契約上守秘義務を負っている情報を除き、社会が真に必要としている情報を適時に適切な方法で開示することで、常に社会とのコミュニケーションを行い、企業活動を社会の常識から決して逸脱させず、公正で透明性のあるものに保ちます。社会が真に必要としている情報とは、単に法制上開示が必要とされる情報にとどまらず、お客様、取引先、従業員、株主、投資家、地域社会等がそれぞれの立場で当社に関わる者として必要とする情報全般であり、それらを主体的に発信していきます。また、私たちは、日ごろのコミュニケーションを通じて、それぞれの立場の人がどのような情報を必要としているのかを的確に把握し、広報担当部署、総務担当部署等の各担当部署を通じて、誠意を持って対応します。

### 15. 地域貢献

私たちは、地域社会との密接な連携と協調を図り、良好な関係を維持します。また、地域社会との交流を主体的・積極的にを行います。今後、不幸にして発生するかもしれない災害等に対しては、地域社会との密接な連携を図り、救護・防災活動を積極的に行います。

### 16. 法令の遵守

私たちは、法令、定款や社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動を行います。とりわけ刑罰が適用される重大な違反行為は、会社存亡の危機に直結しかねないことを、一人ひとりがしっかりと認識し、そのような行為は絶対に行いません。特に、次のような法令の遵守を強く求められていることを静粛に受け止め、遵守のための真摯に取り組みます。

#### (1) 金融商品取引法

私たちは、「グループ内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」を遵守します。また、投資家の投資判断に影響を及ぼすような重大な会社情報が公表される前に、その情報を知って株式等を売買するような行為は決して行いません。

#### (2) 政治資金規正法及び公職選挙法

私たちは、政治資金規正法及び公職選挙法を遵守し、企業としての政治活動に関する公明性と公正さを確保します。

#### (3) 贈収賄等をめぐる禁止法令

私たちは、国内外の公務員の職務遂行に関して、不当な利益の供与等は決して行いません。